

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 1 9 条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則の一部改正について

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 1 9 条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 1 9 条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 1 9 条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則（令和 2 年教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 日本語指導支援員の項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

日本語指導支援員について、熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 1 5 号）第 1 9 条に規定する職務の特殊性その他特別の事由を考慮する必要がなくなったことから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 2 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 8 号の規定に基づき、議決を求める

ものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則（令和2年教育委員会規則第8号）

新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）	
区分	区分	
学力向上支援員	学力向上支援員	
非常勤講師	非常勤講師	
スクールカウンセラー	スクールカウンセラー	
スクールソーシャルワーカー	スクールソーシャルワーカー	
心のサポート相談員	心のサポート相談員	
熊本市立中学校部活動指導員	熊本市立中学校部活動指導員	
授業力向上教科等支援会計年度任用職員	授業力向上教科等支援会計年度任用職員	
児童育成クラブ主任支援会計年度任用職員	児童育成クラブ主任支援会計年度任用職員	
児童育成クラブ支援会計年度任用職員	児童育成クラブ支援会計年度任用職員	
児童育成クラブ補助支援会計年度任用職員	児童育成クラブ補助支援会計年度任用職員	
児童育成クラブ特別加配専門支援会計年度任用職員	児童育成クラブ特別加配専門支援会計年度任用職員	
【削る】	日本語指導支援員	
別表第2（第2条関係） （略）	別表第2（第2条関係） （略）	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。